

水質汚濁防止法の手引き

令和2年6月

岡崎市

環境部環境保全課

目次

水質汚濁防止法

1	水質汚濁防止法の概要	1
2	水質汚濁防止法に係る届出の概要	2
3	排水水の規制	
(1)	一律排水基準による規制	4
(2)	上乘せ排水基準による規制	5
(3)	岡崎市生活環境保全条例について	5
(4)	環境の保全に関する協定について	5
(5)	総量規制基準について	5
(6)	小規模事業場に対する指導について	5
4	排水基準・総量規制基準の遵守	
5	排水水の測定	
(1)	排水水の汚染状態の測定について	6
(2)	総量規制基準に係る汚濁負荷量の測定について	6
6	地下水汚染の未然防止について	
(1)	構造等に関する基準の適用を受ける範囲について	8
(2)	構造等に関する基準及び定期点検の方法について	8

参考資料

資料 1	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に定める特定施設（施行令別表第 1）	13
資料 2	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に定める有害物質（施行令第 3 条の 2）	15
資料 3	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 2 号に定める生活環境項目（施行令第 3 条）	16
資料 4	水質汚濁防止法第 2 条第 4 項に定める指定物質（施行令第 3 条の 3）	17
資料 5	排水基準（排水基準を定める省令）	19
資料 6	水質汚濁防違法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例	21
資料 7	岡崎市生活環境保全条例第 9 条に規定する達成目標値	26
資料 8	水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る 総量規制基準	28
資料 9	水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく窒素含有量に係る 総量規制基準	44
資料 10	水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づくりん含有量に係る 総量規制基準	63
資料 11	小規模事業場等排水対策指導要領	80
資料 12	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法	117
資料 13	窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法	119
資料 14	りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法	121
資料 15	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法	123
資料 16	窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法	125

資料 17	りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法	127
資料 18	水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号ただし書きに規定する知事が定める排水の期間	129

1 水質汚濁防止法の概要

(1) 水質汚濁防止法の目的

水質汚濁防止法（以下「法」という。）は、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場・事業場の排水規制を実施し、公共用水域の水質の保全を図ることを目的としています（法第1条）。

(2) 主な用語

公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路

特定施設：次のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

- ・ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
- ・ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質を製造、使用等するもの

有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設

特定事業場：特定施設を設置する工場又は事業場

有害物質使用特定事業場：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場

指定地域特定施設：指定地域内に設置する処理対象人員が201人槽以上500人槽以下のし尿浄化槽であり、岡崎市全域が指定地域に該当する。

指定地域内事業場：指定地域内にある、日平均排水量が50m³以上の特定事業場

指定施設：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（以下「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

貯油施設等：重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

排水：特定事業場から公共用水域に排出される水。特定施設から排出される污水又は廃液（以下「污水等」という。）だけでなく、生活に伴う排水、冷却水、雨水等も含まれる。

特定排水：排水のうち、間接冷却用のように汚濁負荷量が増加しない用途のみに使われた水を除いたもの。

特定地下浸透水：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る污水等（これを処理したものを含む。）を含むもの。

(3) 法の規制を受ける事業場

特定事業場で、公共用水域に水を排出する事業場

有害物質使用特定施設を設置する事業場

指定施設を設置する事業場

貯油施設等を設置する事業場（事故時の措置に係る規定のみ）

(4) 特定施設の種類

資料 1 参照 (13 ~ 14 ページ) 参照

2 法に係る届出の概要

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設（有害物質使用特定施設）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときなどは、所定の届出が必要です。

公共下水道に接続している場合においても、通常、雨水は公共用水域に排出されるため届出が必要です。なお、この場合、下水道法に基づく特定施設の設置等の届出も必要となりますので、詳しくは上下水道局にお問い合わせ下さい。

< 法に基づく届出一覧 >

届出が必要な場合	届出名称	該当条項	届出期日	届出様式
特定施設（有害物質使用特定施設）を設置しようとするとき	設置届出	第 5 条第 1 項	工事開始の 60 日前まで	様式第 1
有害物質貯蔵指定施設又は有害物質使用特定施設を設置（第 5 条第 1 項、2 項を除く。）を設置しようとするとき	設置届出	第 5 条第 3 項	工事開始の 60 日前まで	様式第 1
既に設置されている施設が新たに特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に指定されたとき	使用届出	第 6 条第 1 項・第 2 項	当該施設が特定施設に指定された日から 30 日以内	様式第 1
設置届、使用届した特定施設等の構造など届出事項を変更しようとするとき	変更届出	第 7 条	工事開始の 60 日前まで	様式第 1
代表者の氏名又は名称等に変更があったとき	氏名変更等届出	第 10 条	変更のあった日から 30 日以内	様式第 5
特定施設の使用を廃止したとき	廃止届出	第 10 条	廃止した日から 30 日以内	様式第 6
特定施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続又は合併があったとき	承継届出	第 11 条	承継のあった日から 30 日以内	様式第 7
特定施設を設置する事業場（日平均排水量が 50 m ³ 以上の事業場に限り）から排水を排出しようとするとき又は当届出に係る測定手法を変更しようとするとき	汚濁負荷量測定手法届出	第 14 条第 3 項	事前	様式第 10
特定事業場・指定施設を設置する工場又は事業場・貯油施設等	事故等の措置の届出	第 14 条の 2	事後速やかに	様式なし (事故の状況、

を設置する工場又は事業場の設置者は、特定施設等の破損等事故が発生し、有害物質・指定物質・油等の流出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるとき				講じた措置の概要を届出)
--	--	--	--	--------------

< 特定施設等の各種届出について >

都道府県知事（岡崎市にあっては岡崎市長）は、工場又は事業場に対し、排水基準を遵守させるために、計画変更命令・改善命令等の措置を取ることができます。

(1) 特定施設設置前の措置

未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます（法第 32 及び 33 条）。

計画変更命令等

都道府県知事（岡崎市にあっては岡崎市長）は、特定施設設置や変更の届出に係る特定事業場の排出水の汚染状態が、排水口において排水基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理の方法に関する計画の変更、又は特定施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます（法第 8 条第 1 項）。

(2) 特定施設設置後の措置

直罰規定

当該事業場の排水口において、排出水の汚染状態が排水基準に違反した者は、懲役又は罰金に処せられます（法第 31 条）。

改善命令等

都道府県知事（岡崎市にあっては岡崎市長）は、排出水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出の一時停止を命ずることができます（法第 13 条第 1 項）。

< 事故時の措置及び届出 >

法及び岡崎市生活環境保全条例（以下「市条例」という。）では、施設の破損などの事故が発生し、次に掲げる有害物質や油が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに応急の措置を実施し、速やかに事故の状況と講じた措置の概要を市に届け出なければなりません（法第 14 条の 2、市条例第 11 条第 2 項）。

有害物質（法第 2 条第 2 項第 1 号）：資料 2（15 ページ）

生活環境項目（法第 2 条第 2 項第 2 号）：資料 3（16 ページ）

指定物質（法第 2 条第 4 項）：資料 4（17～18 ページ）

油（法第 2 条第 5 項）：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油

応急措置例：施設への有害物質等の供給停止、オイルフェンスの設置、有害物質等の回収、土嚢の積上げ等による公共用水域への排出又は地下への浸透防止、汚染土壌の除去等の措置など。

3 排出水の規制

特定施設を設置している工場又は事業場は、排出水に対して規制がかかります。法律に基づく基準には、排出水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乘せ排水基準）と化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を規制する総量規制基準があります（法第3条、法第4条の5）。これらの規制の概要は以下の表のとおりです。

< 規制の概要 >

種 類		項 目	適用事業場
濃度 規制	一律排水基準	有害物質 28 項目	全ての特定事業場
		生活環境項目 15 項目	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場
	上乘せ 排水基準	BOD、SS、油分等	日平均排水量 50m ³ 以上で既設 ¹ の特定事業場 ²
			畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る）に係る事業場で日平均排水量 20m ³ 以上で既設 ¹ の特定事業場
		全ての非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場（矢作川水域のみ）	
		BOD、SS、油分等 （表において定めのない項目については、一律排水基準が適用される ⁴ ）	日平均排水量 20m ³ 以上で新設 ³ の特定事業場
	岡崎市生活環境保全条例		
	環境の保全に関する協定		
総量 規制	総量規制基準	COD、窒素含有量、りん含有量	日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業
	小規模事業場に対する指導		

1 矢作川水域は昭和 48 年 3 月 31 日において現に設置（一部の施設においては、昭和 57 年 12 月 31 日）している工場又は事業場

2 一部の施設を除く

3 1 以外の施設

4 窒素含有量、りん含有量を除く

(1) 一律排水基準による規制（法第3条第1項）：資料5（19～20ページ参照）

排水基準は、排出水の汚染状態について、排水基準を定める省令で定められており、物質の種類又は項目ごとに全国一律にすべての特定事業場に適用されます。また、排水基準は、排出水が排出するすべての排水口に適用されます。

(2) 上乘せ排水基準による規制（法第3条第3項）：資料6（21～25ページ参照）

県内の公共用水域の実情からみて人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でないた

め、愛知県では、一般排水基準より厳しい上乗せ排水基準（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例）を定めています。岡崎市内においては同条例別表第2の5矢作川等水域に係る上乗せ排水基準が適用されます。

(3) 岡崎市生活環境保全条例

岡崎市生活環境保全条例（以下「市条例」という。）第9条から16条において、水質汚濁の防止に関する達成目標値や土砂の流出防止等の規定を設けています。

排出水の規制基準（市条例第9条）

対象：岡崎市内の全ての工場・事業場（法に定める特定事業場を除く。）

規制基準項目及び基準値：一律排水基準（有害物質）と同じ基準

水質汚濁の防止に関する達成目標値（市条例第10条）

対象：日平均排水量20m³以上の工場・事業場

指導基準項目及び基準値：資料7（26～27ページ参照）

(4) 環境の保全に関する協定

市長は、環境を保全するために必要があると認めるとき、事業者（工場又は事業場を設置しようとする者を含む。）との間に公害の防止、地球温暖化の防止、環境の美化等に関する事項について協定を締結しています。特定事業場に対し、水質の協定値の遵守、排出水の測定及びその報告を規定しています。

(5) 総量規制基準（法第4条の5）：資料8、9、10（28～79ページ参照）

総量規制基準は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法の規定に基づき指定地域内事業場に対し、濃度規制に加え、COD、窒素含有量及びりん含有量について1日あたりの許容排出量について規制基準を定めるものです。

なお、岡崎市内においては、この総量規制基準が適用されます。

(6) 小規模事業場に対する指導：資料11（80～116ページ参照）

総量規制基準が適用されない小規模事業場の排水については愛知県小規模事業場等排水対策指導要領によりCOD、窒素含有量及びりん含有量の指導値を定めています。

対象工場又は事業場

ア 1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満の特定事業場（し尿処理施設又は指定地域特定施設のみを有するものを除く。上乗せ条例による排水基準が適用されない特定事業場の場合は1日当たりの平均的な排出水の量が20m³未満のものを除く。）

イ 特定事業場以外で次の施設を持つ、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の事業場

- ・ 特定給食施設又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋に限る。）の用に供する調理施設
- ・ 段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
- ・ 惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
- ・ 金属製品製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

指導値（小規模事業場等排水対策指導要領 別表第2～4）

4 排水基準・総量規制基準の遵守（法第 12 条、第 12 条の 2）

排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならないものとされています。また、指定地域内事業場の設置者についても、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければなりません。

なお、排水基準の違反者は 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、過失による排水基準の違反者は 3 か月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金に処せられるなどの罰則規定が設けられています（法第 31 条）。

5 排水水の測定

(1) 排水水の汚染状態の測定について（法第 14 条第 1 項）

排水水の汚染状態の測定は、原則として、排水水が排出する全ての排水口が対象となります。当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた項目のうち、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目について、排水水の汚染状態の測定を年 1 回以上行い、その測定結果の記録を 3 年間保存しなければなりません。この測定を要する項目については、法施行規則様式第 1 別紙 4 に記載しなければなりません。

概 要	
測定項目	排水基準に定められた項目のうち、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目（なお、当該項目については、法施行規則様式第 1 別紙 4 「排水水の汚染状態」により届け出る必要があります。）
測定頻度	年 1 回以上
測定時期	排水水の汚染状態が最も悪いと推測される時期・時刻
測定方法	排水基準の検定方法
記録	水質測定記録表（法施行規則様式第 8 号）又は計量証明書等を記録
保存	3 年間
罰則	30 万円以下の罰金

(2) 総量規制基準に係る汚濁負荷量の測定について（法第 14 条第 2 項）：資料 12～18（117～130 ページ参照）

指定地域内事業場から排水水を排出する者は、COD、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量の測定を次のとおり行い、測定結果を 3 年間保存することとされています。

汚濁負荷量は、特定排水水の COD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排水水の量等の計測により、1 日当たりの負荷量を算定します。

< 測定頻度 >

指定地域内事業場の日平均排水量	測定頻度
400m ³ 以上	排水の期間中毎日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7 日を超えない排水の期間ごとに 1 日以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14 日を超えない排水の期間ごとに 1 日以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30 日を超えない排水の期間ごとに 1 日以上

< C O D、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量の計測方法 >

事業場の排水量 (m ³ /日)	頻度	C O D		窒素含有量		りん含有量	
		水質の計測 方法	水量の計測 方法	水質の計測 方法	水量の計測 方法	水質の計測 方法	水量の計測 方法
400 以上	毎日	告示別記 1 (1) 技術的に適 当でない場 合等 1 (2)	告示別記 2 (1) 又は (2)	告示別記 1 (1) 技術的に適 当でない場 合 1 (2)	告示別記 2 (1) 又は (2)	告示別記 1 (1) 技術的に適 当でない場 合 1 (2)	告示別記 2 (1) 又は (2)
200 以上 400 未満	7 日に 1 回以上	告示別記 1 (1) ~ (4) のい ずれかの方 法	告示別記 2 (1) ~ (3) のい ずれかの方 法	告示別記 1 (1) ~ (4) のい ずれかの方 法	告示別記 2 (1) ~ (3) のい ずれかの方 法	告示別記 1 (1) ~ (4) のい ずれかの方 法	告示別記 2 (1) ~ (3) のい ずれかの方 法
100 以上 200 未満	14 日に 1 回以上						
50 以上 100 未満	30 日に 1 回以上						
根拠規定	施行規則 9 条の 2	昭和 54 年 5 月 16 日 環境庁告示第 20 号		平成 13 年 12 月 13 日 環境省告示第 77 号 (平成 16 年 3 月 18 日改正)		平成 13 年 12 月 13 日 環境省告示第 78 号 (平成 16 年 3 月 18 日改正)	

告示別記

C O D	窒素含有量	りん含有量
告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法 (手分析) (3)指定計測法 (手分析)((2)の方法は除く。) (4)簡易な計測方法 備考 ・ (3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。 ・ (1)又は(4)の計測法による場合は、必要に応じ換算式の検証を行うこと。	告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法 (手分析) (3)指定計測法 (手分析)((2)の方法は除く。) (4)簡易な計測方法 備考 ・ (3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。	告示別記 1 (汚染状態の計測方法) (1)水質自動計測器 (2)コンポジットサンプラー + 指定計測法 (手分析) (3)指定計測法 (手分析)((2)の方法は除く。) (4)簡易な計測方法 備考 ・ (3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。
告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8 (流量計、流速計を除く。) に定めるその他の方法	告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8 (流量計、流速計を除く。) に定めるその他の方法	告示別記 2 (排水量の計測方法) (1)流量計又は流速計 (2)積算体積計 (3)JIS K0094 の 8 (流量計、流速計を除く。) に定めるその他の方法

6 地下水汚染の未然防止について

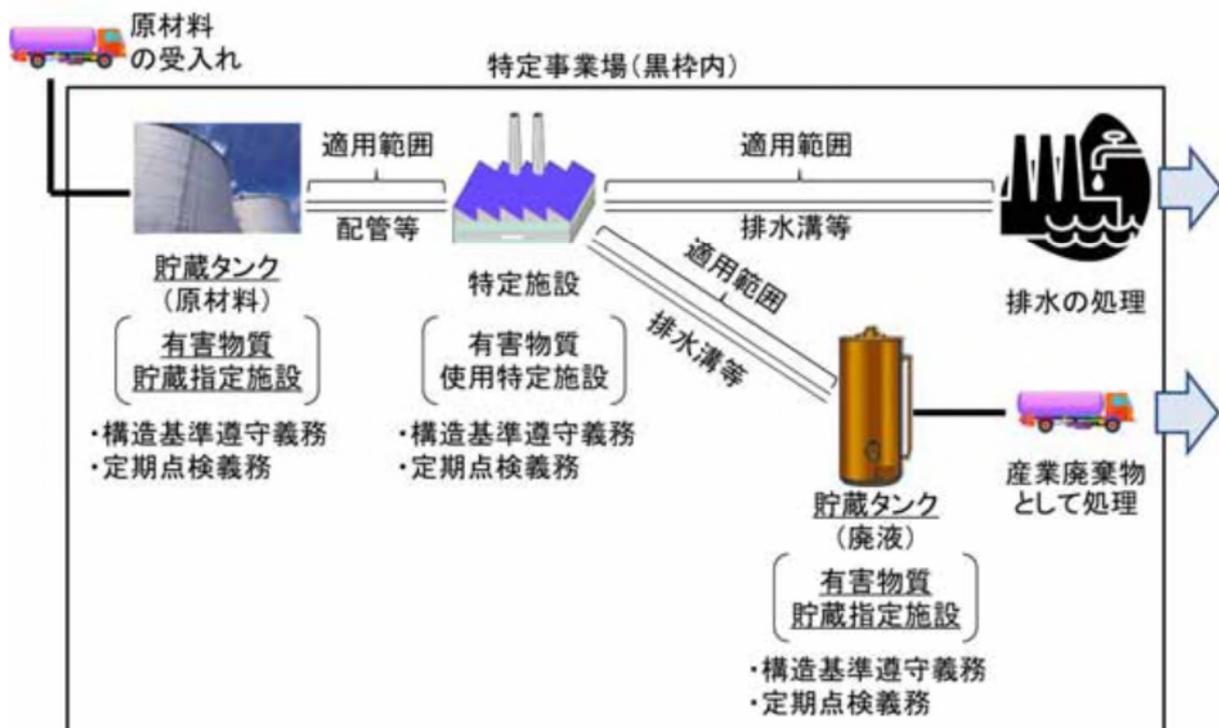
地下水汚染の未然防止に取り組むため、改正法が、平成 24 年 6 月 1 日より施行しており、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について有害物質を含む水の地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならないとされています。(法第 12 条の 4)

また、構造等に応じて当該施設の定期点検を実施し、その結果を記録して 3 年間保存しなければならないとされています。(法第 14 条第 5 項)

(1) 構造等に関する基準の適用を受ける範囲について

構造等に関する基準及び定期点検の対象となる範囲は次のとおりです。

- ・ 施設の設置場所の床面及び周囲
- ・ 施設本体に付帯する配管等
- ・ 施設本体に付帯する排水溝等
- ・ 地下貯蔵施設
- ・ 施設の使用の方法



(2) 構造等に関する基準及び定期点検の方法

構造等に関する基準及び定期点検の方法は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体に付帯する配管等、施設本体に付帯する排水溝等に対して定められています。

なお、A基準は新設(平成 24 年 6 月 1 日以降に設置)に適用される基準、B基準は既設施設(平成 24 年 6 月 1 日より前に設置)でA基準に適合しないものに適用される基準です。

概要は次表のとおりです。

< 構造等に関する基準及び定期点検の方法 >

対象	基準	区分	構造等に関する基準	定期点検の方法	
			内容	項目	頻度
床面及び周囲	A (1)3 いずれか)	1	イ 床面は、コンクリート等の不透水性の材料による構造と必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（防液堤等）が設置されていること。	・ 床面のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無 ・ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回 / 年以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた回数
		3	施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの漏えいを目視により容易に（日常活動の中で）確認できること。	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1回 / 月以上
	B (1)2 いずれか)	1	施設本体が床面に接し、本体の接する床面がA基準に適合しない場合、以下の全てを満たすこと。 イ 本体下部以外の床面及び周囲はA基準に適合 ロ 漏えい等検知装置又はこれと同等以上の措置	・ 床面のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無 ・ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回 / 年以上
		2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準に適合しないが、それ以外の周囲の床面が適合すること		
	施設本体				(床面及び周囲がA基準)) ・ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ・ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無
(床面及び周囲がB基準) ・ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ・ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 目視又は検知装置以外の方法により点検を行う場合					・ 1回 / 年以上 ・ 1回 / 月以上 方法に応じた頻度

地上配管	A (1)~(2)のいずれか	1	イ 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること ハ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(腐食のおそれがなければ不要)	・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/年以上
		2	漏えいを容易に目視確認できるよう、床面から離して設置されていること。		
	B	1	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/6月以上
地下配管	A (1)~(3)のいずれか	1	イ トレンチ内の中に設置されていること。 ロ トレンチの底面及び側面は、不浸透性材料とし、底面は必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材料で被覆	・配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ・配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ・トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年以上
		2	イ 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること ハ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、腐食するおそれがなければ不要	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 これと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 所定の措置が講じられている場合	1回/年以上 方法に応じた頻度 所定の条件を満たす場合1回/3年以上
		3	1、2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B (1)~(3)のいずれか	1	1 トレンチ中に設置されていること	・配管等の亀裂、損傷等の有無 ・配管等からの漏えいの有無 ・トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	1回/6月以上
	2	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えい等の有無	1回/月以上又は有害物質の濃度測定を1回/3月以上	
	3	1、2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	

排水溝等	A (1)~(2)いずれか	1	イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被服が施されていること。	排水口等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透検知装置、流量変動計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置の場合	1回/年以上 1回/3年以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B (1)~(2)いずれか	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	・排水口等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ・排水溝等からの地下への浸透の有無	1回/6月以上 1回/月以上又は有害物質の濃度測定を1回/3月以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
地下貯蔵施設	A (1)~(2)いずれか	1	イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。(腐食のおそれがない場合は不要) ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認 所定の措置が講じられている場合	1回/年以上 所定の条件を満たす場合1回/3年以上
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
	B (1)~(3)いずれか	1	イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1回/月以上又は有害物質の濃度測定を1回/3月以上
		2	イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認 上記以外の同等以上の方法による場合	1回/年以上 方法に応じた頻度
		3	1、2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度

使用の方法	A (1)~(2)いずれにも適合)	1	<p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p>	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1回/年以上
		2	イ～ハに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。		

(3) その他

環境省ホームページには、法改正による新たな制度が円滑に施行されるよう、関係する事業者の方が実際に対策を実施する際の参考となるよう作成された「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」等が掲載されています。

(URL)<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>